

第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価結果一覧表

保険者名	第8期介護保険事業計画に記載の内容				R5年度（年度末実績）		
	区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	目標 （事業内容、指標等）	実施内容	自己評価	課題と対応策
東三河広域連合	①自立支援・介護予防・重度化防止	・東三河広域連合における要介護等認定率は全国平均や愛知県平均よりも低いため、元気な高齢者や介護サービスを要しない高齢者が多い地域と捉えている。一方、実態把握調査の結果では、一般高齢者の半数近くが地域活動や社会活動に参加しておらず、それらの高齢者には生活機能低下のリスクがあることが分かっているため、社会活動や介護予防活動への参加を促進するなど、健康寿命を延伸する取組が必要である。 ・一般高齢者の約4割が自宅での看取りや介護を希望している現状において、急性期の医療から在宅医療及び介護までの一連のサービスを切れ目なく提供するために、在宅医療を支える医療関係者と介護関係者による多職種連携の推進が必要である。 ・今後、要介護等認定者の増加とともに認知症の方の増加も見込まれており、認知症がより身近なものになっていく中で、認知症の有無に関わらず同じ社会でともに生きられる環境づくりが必要である。	・住民主体の通いの場の活動支援やリハビリ専門職の派遣など、介護予防活動を推進。 ・多職種をつなぐ電子@連絡帳の利活用促進など、在宅医療・介護連携を推進。 ・認知症の方やその家族への地域における支援体制を充実するなど、認知症施策を推進。	①リハビリテーション専門職による介護予防活動等に対する支援の回数 (現状時) (R3) (R4) (R5) 235回 260回 390回 540回 ②通いの場へ的高齢者の参加者数 (現状時) (R3) (R4) (R5) 7,792人 8,380人 8,800人 9,220人 ③電子@連絡帳累計登録患者数 (現状時) (R3) (R4) (R5) 3,768人 4,600人 5,130人 5,550人 ④認知症サポーターステップアップ講座等の受講人数 (現状時) (R3) (R4) (R5) — 230人 250人 270人 ⑤要介護等認定率が50%を超える年齢階級 (現状時) (R3) (R4) (R5) 89歳 (54.1%) 延伸 延伸 延伸	◎令和6年3月末時点(⑤は令和5年9月末時点) ・①は広域連合による基準を統一した事業及び構成市町村が地域の実情に応じて実施。 ・②～④は構成市町村において、地域支援事業として地域の実情に応じて実施。 ・各目標指標について、構成市町村における3月末時点での実績を確認し、分析を実施。 ①リハビリテーション専門職による介護予防活動等に対する支援の回数 (実績) (達成度) 305回 未達成 ②通いの場へ的高齢者の参加者数 (実績) (達成度) 8,275人 未達成 ③電子@連絡帳累計登録患者数 (実績) (達成度) 8,581人 達成 ④認知症サポーターステップアップ講座等の受講人数 (実績) (達成度) 280人 達成 ⑤要介護等認定率が50%を超える年齢階級 (実績) (達成度) 89歳 (53.6%) 未達成 ・①②は、新型コロナウイルスの影響により開催を休止していた団体の活動再開や、新たに活動を開始した団体もあり、令和元年度と比較して参加者が増えたものの、コロナ禍に外出を控えていたことにより参加に消極的な高齢者が多かったことや、参加者の高齢化による介護状態の変化などの理由により、目標達成には届かなかった。 ・③は、登録患者数が増えており、医療・介護関係者間の情報共有や連携が進んでいる。 ・④は、認知症サポーター養成講座を受講済みの者が増え、認知症サポーターステップアップ講座の受講へ繋がったことから、受講者数が増加している。 ・⑤は、新規申請を行う年齢階級が早まっていることと、新規要支援者数も増加している実績を踏まえると、介護保険制度の浸透とともに住民の介護予防への意識が高まり、心身の衰えなどに伴って早期に申請されている状況でもあると分析している。	△	・構成市町村の担当者ワーキング等を活用して、各事業に関する課題の共有と解決策を検討するなど、東三河地域における地域支援事業全体の底上げを図る。 ・活動の支援に加え、再度の参加を促すための個別の働きかけや、新規の活動への参加支援などの取組みにより、参加者の増加に努める。
東三河広域連合	②給付適正化	介護給付の適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、現状、国の指針による主要5事業である要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知を実施している。 課題としては、主要5事業を実施するうえでは人員や予算上の制約があるため、効果的かつ効率的な実施方法についての検討が必要である。	・ケアマネジャー資格を持つ職員によるケアプラン点検 ・ケアマネジャー資格を持つ職員等が居宅介護支援事業所の訪問等により確認、指導を行う。 ①ケアプラン点検 (現状時) (R3) (R4) (R5) — (3年間で東三河の全居宅介護支援事業者を点検) ・縦覧点検・医療情報との突合	・ケアマネジャー資格を持つ職員によるケアプラン点検 ケアマネジャー資格を持つ職員等が居宅介護支援事業所の訪問等により確認、指導を行う。 ①ケアプラン点検 (現状時) (R3) (R4) (R5) — (3年間で東三河の全居宅介護支援事業者を点検) ・縦覧点検・医療情報との突合	◎令和5年3月末時点 ・ケアマネジャー資格を持つ職員によるケアプラン点検を実施した。 ・縦覧点検・医療情報との突合を実施した。 ・ケアマネジャー資格を持つ職員によるケアプラン点検 東三河広域連合ケアプラン点検事務取扱に基づき、令和5年4月から令和6年3月に管内136事業者の内、29の事業所(プラン数187)に対してケアプランの確認や指導を実施した。 郵送による書面点検を原則にしながら、必要に応じて面談方式で指導を行うなど、効果的に点検が実施できた。 ・縦覧点検・医療情報との突合 国保連から提供される情報を基に給付実績を点検した。適正な請求が行われるよう、事業者に対し指導を行った。	○	・3年間で全事業所を指導、点検できるよう計画的な実施が必要であるが、人員等の制約により3年間での目標達成が困難な状況であった。今後も、ケアプラン点検の必要性の高い事業所を中心に点検を行うなど、より効果的な点検に取り組んでいく必要がある。 ・引き続き、管内の点検結果をまとめ、指摘事項が多いポイント等を、研修会等の機会を捉えて周知し、より効果的な指導を行っていく。
東三河広域連合	③サービス利用見込み	・地域包括ケアシステムの基盤づくりに取り組むため、住み慣れた地域での暮らしを支える地域密着型サービスの整備が必要である。 ・介護保険施設等待機者調査の結果、特別養護老人ホームの在宅待機者の内、1年以内に入所の必要性が高い者は265人となっているが、1年間の施設退所者数、高齢化の進展に伴う新規待機者数、介護人材の不足状況、介護保険料への影響、住民のニーズなどを考慮しながら、施設の整備方針を策定する必要がある。 ・東三河を北部圏域と南部圏域に分け、サービスの供給状況を分析したところ、南部圏域では概ねサービスが充足している状況ではあるが、北部圏域の中山間地域（新城市作手・鳳来地区、設楽町、東栄町、豊根村）においては、居宅サービスの不足を補う形で居住系・施設サービスが供給される体制になっている。 ・中山間地域では、居宅サービスのニーズはあるものの、介護資源が少ない状況となっているため、円滑な事業所運営につながるような支援等が必要である。	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、その他地域密着型サービス(地域密着型特定施設は除く)の整備を推進(建設費及び開設準備経費を補助) ・中山間地域における居宅サービスの確保・拡充(訪問系サービス運営支援金の交付)	・事業所整備目標 ①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 2 (R4～R5) ②認知症対応型共同生活介護 5 (R4～R5)	◎令和6年3月末時点 1 地域密着型サービスの整備 令和5年度は、令和3年度に公募して選定した整備事業者の計画に基づき施設整備を実施した。加えて、令和6年度以降に随時指定する地域密着型サービスについて、補助金交付に関する情報提供を行った。 【整備数】 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護: 1 (公募) ・認知症対応型共同生活介護: 1 (公募) 2 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充 事業者に交付する運営支援金の交付算定基準額を燃料費の上昇に伴い64円/kmから67円/kmに変更した。 令和6年度より中山間地域居宅サービス運営支援金交付事業の対象事業を拡大することを決定した。(従来は訪問系サービスのみだったが通所系、短期入所、居宅介護支援事業所を対象事業に追加) 1 地域密着型サービスの整備 令和5年度に整備した地域密着型サービス事業所については以下のとおり。 【結果】 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護: 1 ・認知症対応型共同生活介護: 1	◎	2 中山間地域における居宅サービスの確保・拡充 ・通所系、短期入所、居宅介護支援事業所も対象事業に追加し、事業拡大を図る。